

マネジメントリポート

2005年4月

今回のテーマ：「サーベンス・オックスリー法」余波

アメリカで発生した企業会計虚偽問題が、じわじわと日本に影響をおよぼしてきています。

エンロン事件やワールドコム事件の結果、米国では企業改革のためにサーベンス・オックスリー法（SO法）が施行されたのですが、この法令により米国の公開会社は、企業の内部統制について経営者に宣誓書の提出が求められ、それについて外部監査人による検証が義務付けられました。日本の米国上場会社にも同法が適用されています。アメリカは連結決算ですから、アメリカの親会社だけでなく子会社も含めて、その検証を受けなければ公開を維持できません。多くの日本子会社でも米国親会社から内部監査人が来日して、内部統制の整備や内部監査を実施する事例が増加しており、その対応に四苦八苦している状況にあります。

この内部管理体制のあり方については、東京証券取引所も西武鉄道事件やアソシエントテクノロジー事件など開示問題・粉飾問題により、経営者に宣誓書を提出させるという規則改訂がおこなわれたところです。

金融審議会第一部会は、平成16年12月に「ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けて」を公表し、この中で、経営者による内部統制の有効性の評価を必要とすると同時に会計監査人による検証の義務付けについても必要性が高いという見解を表明しています。

金融庁も、企業会計審議会の内部統制部会が内部統制に関する会計監査人の検証基準作りにとりかかっています。

この一連の動きで重要なことは、内部統制の整備・運用が経営者に義務付けられることです。会計監査人は、その有効性を評価することになります。内部統制の整備・運用および有効性の評価の基準は、米国のトレッドウェイ委員会報告(通称 COSO)に基づいて作られるという見方が有力です。

お見逃しなく！

内部統制の整備については、日本における経営陣の受けとめ方は、さまざまで、コストがかかる等の理由により、足並みはそろいませんが、世界の潮流は、経営者が責任をもって内部管理体制を構築することが求められています。